

事業者の皆様へ

工場・事業場における ばい煙発生施設の 届出及び規制等について

《2022年9月 改訂版》



大津市環境部 環境政策課

大気汚染防止法（以下「法」という。）、滋賀県公害防止条例（以下「県条例」という。）および大津市生活環境の保全と増進に関する条例（以下「市条例」という。）では、ばい煙を発生する施設を定め、それら施設を工場・事業場に設置する場合などに、事業者へ届出を義務づけています。

また、これら施設を設置する工場・事業場には、ばい煙の排出に関し排出基準が適用されます。

この冊子では、これらの概要に記述しています。なお、詳細については環境政策課まで直接お尋ねください。

目 次

1. 概要	1
2. 届出詳細	3
3. 届出書の記載例	4
4. 大気汚染防止法に係る排ガス量等の計算例	9
5. ばい煙発生施設一覧表	10
6. ばい煙発生施設の排出基準	17
(1) 硫黄酸化物の排出基準	17
(2) ばいじんの排出基準	18
(3) 窒素酸化物の排出基準	22
(4) 有害物質の排出基準	26
(5) 市条例の排出基準	29
(6) ばい煙発生施設とばい煙規制との関係	31
7. ばい煙の測定義務	32
8. 事故時の措置について	33
9. 大気汚染防止法（抜粋）	34
10. 滋賀県公害防止条例（抜粋）	36
11. 大津市生活環境の保全と増進に関する条例（抜粋）	38

大気汚染防止法等に基づくばい煙発生施設の届出について

1 概要

工場及び事業場における事業活動において、ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置等する場合は、大津市長あてに下記の届出が必要です。

届出書の種類	届出が必要な場合	届出期間	根拠条文
ばい煙発生施設設置 (使用、変更)届出書	① ばい煙を大気中に排出する者が、ばい煙発生施設を設置しようとするとき	設置工事開始日の60日前まで	法第6条 県条例第30条 市条例第52条
	② 法及び条例の改正により追加されたばい煙発生施設が既に設置されているとき	ばい煙発生施設となった日から30日以内	法第7条 県条例第31条 市条例第53条
	③ 既に届出されているばい煙発生施設の構造、使用、処理を変更しようとするとき	変更工事開始日の60日前まで	法第8条 県条例第32条 市条例第54条
氏名等変更届出書	④ 届出者の氏名、名称、住所及び事業場の名称、所在地に変更があったとき	氏名等変更があった日から30日以内	法第11条 県条例第37条 市条例第57条
承継届出書	⑤ ばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受け、相続、合併したとき	承継があった日から30日以内	法第12条 県条例第37条 市条例第57条
ばい煙発生施設使用廃止届出書	⑥ ばい煙発生施設の使用を廃止したとき	使用を廃止した日から30日以内	法第11条 県条例第37条 市条例第57条

「ばい煙」とは

(1) 法並びに県条例における「ばい煙」について

- ① 硫黄酸化物・・・燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
- ② ばいじん・・・燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- ③ 有害物質・・・物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質
 - ア. カドミウム及びその化合物
 - イ. 塩素及び塩化水素
 - ウ. 弗素、弗化水素及び弗化珪素
 - エ. 鉛及びその化合物
 - オ. 窒素酸化物

(2) 市条例における「ばい煙」について

- ① 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じさせるおそれがある物質であって規則で定めるもの

規則第6条

- 1 アクロレイン
 - 2 アンチモン及びその化合物
 - 3 塩素及び塩化水素
 - 4 カドミウム及びその化合物
 - 5 水銀及びその化合物
 - 6 臭素
 - 7 窒素酸化物（物の燃焼に伴って排出されるものを除く。）
 - 8 鉛及びその化合物
 - 9 フェノール
 - 10 弗素、弗化水素及び弗化珪素
 - 11 マンガン及びその化合物
- ② 継続的に摂取される場合には、人の健康に係る被害を生じさせるおそれがある物質であって、規則で定める大気汚染の原因となるもの（指定化学物質）

規則第7条

- | | |
|--------------|----------------|
| 1 アクリロニトリル | 6 砒素及びその化合物 |
| 2 塩化ビニルモノマー | 7 ベリリウム及びその化合物 |
| 3 テトラクロロエチレン | 8 ベンゼン |
| 4 トリクロロエチレン | 9 ホルムアルデヒド |
| 5 ニッケル化合物 | 10 六価クロム化合物 |

「ばい煙発生施設」とは

(I) 法並びに県条例における「ばい煙発生施設」について

工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するものうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。（5. ばい煙発生施設一覧表 参照）

(II) 市条例における「ばい煙発生施設」について

工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するものうち、上記（2）のばい煙を発生するものをいう。

2 届出詳細

- 〈1〉 ばい煙発生施設を設置等する事業者は、下記の届出をしなければなりません。
- 〈2〉 届出書は、大津市環境部環境政策課へ2部提出してください。審査終了後、1部を副本としてお返しします。設置、使用及び変更届出書には副本とは別に受理書を交付します。これらの書類は大切に保管してください。
- 〈3〉 届出書は、ばい煙発生施設の種類ごとに作成してください。（同一種類〈例：ボイラー2基〉の場合は同一の届出書で差し支えありません。）
- 〈4〉 届出書の様式は、大津市役所 環境部環境政策課（別館1階）にあります。大津市役所のホームページからダウンロードすることが可能です。（ホーム→事業者向け→環境配慮→大気・悪臭・ダイオキシン→大気関係届出）
- 〈5〉 各届出にはそれぞれ期限がありますので厳守してください。
- 〈6〉 届出をしない場合や虚偽の届出には罰則がありますので注意してください。

1. ばい煙発生施設の設置の届出（法第6条、県条例第30条、市条例第52条）

工場又は事業場にはい煙発生施設を設置する場合、次の事項をその施設の設置工事の開始の日の**60日前までに**届出しなければなりません。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 工場又は事業場の名称及び所在地
- ・ ばい煙発生施設の種類
- ・ ばい煙発生施設の構造
- ・ ばい煙発生施設の使用又は管理の方法
- ・ ばい煙の処理の方法

2. ばい煙発生施設の使用の届出（法第7条、県条例第31条、市条例第53条）

法及び条例の改正等により、工場または事業場に設置している施設がばい煙発生に該当する施設となった場合、その施設がばい煙発生施設となった日から**30日以内**に設置の届出に準じて届出しなければなりません。

3. ばい煙発生施設の構造等の変更の届出（法第8条、県条例第32条、市条例第54条）

既に届出されているばい煙発生施設で、以下の事項の変更をしようとするときは、変更の工事開始日の**60日前までに**届出しなければなりません。

- ・ ばい煙発生施設の構造
- ・ ばい煙発生施設の使用又は管理の方法
- ・ ばい煙の処理の方法

4. 氏名等変更の届出（法第11条、県条例第37条、市条例第57条）

既に届出されているばい煙発生施設で、以下の事項に変更があったときは、事実が発生した日から**30日以内**に届出しなければなりません。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 工場又は事業場の名称及び所在地

5. 承継の届出（法第12条、県条例第37条、市条例第57条）

既に届出されているばい煙発生施設で、以下の事項が発生したときは、事実が発生した日から**30日以内**に届出しなければなりません。

- ・ ばい煙発生施設の譲り受け、又は借り受け
- ・ 届出をした者についての相続
- ・ 届出をした者についての合併又は分割

6. ばい煙発生施設の廃止の届出（法第11条、県条例第37条、市条例第57条）

既に届出されているばい煙発生施設で、以下の事項が発生したときは、事実が発生した日から**30日以内**に届出しなければなりません。

- ・ ばい煙発生施設の使用廃止

3 届出書の記載例（設置届出＜例＞）

様式第30号(第60条、第61条、第62条関係)

ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書

(宛先)
大津市長

年 月 日
↑
届出書提出日を記載

届出者 住所
氏名
(電話)
〔 法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

〔 大気汚染防止法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項)
滋賀県公害防止条例第30条(第31条、第32条)
大津市生活環境の保全と増進に関する条例第52条(第53条、第54条) 〕の規定により
ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇工業(株) 大津工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	大津市御陵町3-1	※ 受理年月日	年 月 日
ばい煙発生施設の種類	1 ボイラー	※ 施設番号	
ばい煙発生施設の構造	別紙1のとおり	※ 審査結果	
ばい煙発生施設の使用 又は管理の方法	別紙2のとおり	※ 備 考	
ばい煙の処理等の方法	別紙3のとおり		

- 備考
- 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1又は大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則別表第2第1項に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 4 届出書及び別紙の大きさは、図書、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

(別紙1)

ばい煙発生施設の構造

工場または事業場における施設番号		1号 ボイラー	
名称及び型式		大津製貫流式蒸気 ボイラー MH33	
設置年月日		年月日	年月日
着手予定年月日		●●年●●月●●日	年月日
使用開始予定年月日		■■年■■月■■日	年月日
規模	伝熱面積 (m ²)	9.96	
	燃料の燃焼能力 (重油換算l/h)	130.8	
	原料の処理能力 (t/h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)		
	変圧器の定格容量 (kVA)		
	触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg/h)		
	焼却能力 (kg/h)		
	乾燥施設の容量 (m ³)		
	電流量 (kA)		
	ポンプの動力 (kW)		
合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)			

(別紙2)

ばい煙発生施設の使用の方法

工場または事業場における施設番号		1号 ボイラー					
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	8時~20時 12時間/回 1回/日 25日/月				時~時 時/回 回/日 日/月	
	季節変動	季節変動なし					
原材料 (ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	種類						
	使用割合						
	原材料中の成分割合(%)	いおう分	カドミウム分	鉛分	弗素分		
	1日の使用量						
燃料又は電力	種類	A重油					
	燃料中の成分割合(%)	灰分 0.01	硫黄分 0.09	窒素分 0.02	いおう分	窒素分	
	発熱量	45.46 KJ/Kg					
	通常の使用量	78 (l/h)					
	混焼割合	専焼					
排出ガス量 (Nm ³ /h)		湿り	最大 1412	通常 842	湿り	最大	通常
		乾き	最大 1245	通常 745	乾き	最大	通常
排出ガス温度 (°C)		140					
排ガス中の酸素濃度 (%)		4.0					
ばい煙の濃度	ばいじん(g/Nm ³)	最大 0.15	通常 0.15	最大	通常		
	いおう酸化物(容量比ppm)	最大 48.9	通常 48.9	最大	通常		
	窒素酸化物(容量比ppm)	最大 130	通常 130	最大	通常		
		最大	通常	最大	通常		
		最大	通常	最大	通常		
		最大	通常	最大	通常		
ばい煙量	いおう酸化物 (Nm ³ /h)	最大 0.069	通常 0.04	最大	通常		
参考事項							

(別紙3)

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号		1号煙突				
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号		1号ボイラー				
ばい煙処理施設の種類、名称及び形式		煙突				
設置年月日		年月日		年月日		
着手予定年月日		●●年●●月●●日		年月日		
使用開始予定年月日		■●年■●月■●日		年月日		
処理能力	排出ガス量 (Nm ³ /h)	最大	1,412			
		通常	842			
	排出ガス温度 (°C)	処理前	140			
		処理後	140			
	ばい煙の濃度	ばいじん (g/Nm ³)	処理前	0.15		
			処理後	0.15		
		硫黄酸化物 (ppm)	処理前	48.9		
			処理後	48.9		
		窒素酸化物 (ppm)	処理前	130		
			処理後	130		
	ばい煙量	硫黄酸化物 (Nm ³ /h)	最大	処理前	0.069	
				処理後	0.069	
通常			処理前	0.04		
			処理後	0.04		
補集効率 (%)	ばいじん		%			
	硫黄酸化物		%			
	窒素酸化物		%			
1日の使用時間及び月使用日数等		8時~20時 12時間/回 1回/日 25日/月		時~時 時間/回 回/日 日/月		
季節変動		季節変動なし				
排出口の高さ Ho (m)		20				
補正された排出口の高さ He (m)及び頂上口径 D (m)		20.5 D=1				
排出速度 (m/s)		0.19				
敷地境界までの最短水平距離 (m)						

添付資料（☆は必須、それ以外はあれば提出）

- ☆ 1 . 事業場の位置を明示した周辺地図
- ☆ 2 . 敷地内の建屋配置図（ばい煙発生施設、処理施設の位置を記入）
- ☆ 3 . 施設の設置されている建屋の平面図、立面図
- ☆ 4 . ばい煙発生施設の構造概要図（主要寸法を記入）
- ☆ 5 . ばい煙処理施設の構造概要図（主要寸法を記入）
- ☆ 6 . 煙道図（ダクト等の詳細図・排ガス測定口の位置を記載）
- ☆ 7 . 煙突等、排出口の高さを示す図面
（他の図面に記載されている場合不要）
- ☆ 8 . ばい煙発生・処理に係る操業の系統の概要図（フローシート）
- 9 . 燃料の分析表
- 10 . 製品カタログ
- ☆ 11 . K値計算書（次頁の計算例参照）
- 12 . ばいじん・窒素酸化物等のメーカー保証書
- ☆ 13 . 緊急（事故等）連絡用の電話番号又は緊急時における連絡方法
- 14 . その他参考となる資料

4 法に係る排ガス量等の計算例（ボイラー）

バーナーの燃焼能力（重油換算）	ア 130.8 l/h（最大）	煙突の高さ（地上より）	エ 20 m
通常の使用量	イ 78 l/h（通常）	煙突の出口の断面積	オ 3.14 m ²
燃料の硫黄分の割合	ウ 0.09 %	煙道排ガス温度	カ 140 °C

1. 排ガス量 (w) = 1時間あたりの燃焼消費量 (kg/h) × 13.0
 = ^(ア) (130.8) × 比重 0.83 × 13.0
 = ^(キ) (1412) (m³/h)

係数	
乾き	12.2
湿り	13.0

2. ばい煙量 (a) = 1時間あたりの燃焼消費量 (kg/h) × $\frac{\text{硫黄分}}{100}$ × $\frac{22.4}{32}$
 = ^(ア) (130.8) × 比重 0.83 × $\frac{\text{(ウ)} (0.09)}{100}$ × 0.7
 = ^(ク) (0.069) (m³N/h) <硫黄酸化物>

3. ばい煙濃度 = $\frac{\text{ばい煙量 (a)}}{\text{排ガス量 (w)}} \times 10^6 = \frac{\text{(ク)} (0.069)}{\text{(キ)} (1412)} \times 10^6$
 = (48.9) ppm

4. 排出速度 (V) = $\frac{\text{排ガス量 (w)}}{3600} \times \frac{273 + \text{(カ)} (140)}{273} \times \frac{1}{\text{(オ)} (3.14)}$
 = ^(ケ) (0.19) m/s

5. 排出口の高さを補正する計算 $H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$
 H_e: 補正された排出口の高さ (m) H_o: 排出口の実高さ ^(イ) (20) m (注) じん傘のある場合は $H_e = H_o$
 Q: 温度15度における排出ガス量 (単位m³/s) T: 排出ガスの温度 (単位K)

5-1

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}} = \frac{0.795 \sqrt{\text{(コ)} (0.41) \cdot \text{(ケ)} (0.19)}}{1 + \frac{2.58}{\text{(ケ)} (0.19)}} = \text{(ス)} (0.015)$$

$$Q = \frac{W}{3600} \times \frac{15 + 273}{273} = \frac{\text{(キ)} (1412)}{3600} \times \frac{288}{273} = \text{(コ)} (0.41)$$

5-2

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times \left(2.301 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$= 2.01 \times 10^{-3} \times \text{(コ)} (0.41) \times \text{(カ)} (140) - 288 \times \left(2.301 \log \text{(シ)} (5230) + \frac{1}{5230} - 1 \right)$$

$$= \text{(セ)} (0.78)$$

$$T = \text{排ガス温度 (°C)} + 273 = \text{(カ)} (140) + 273 = \text{(サ)} (413)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

$$= \frac{1}{\sqrt{\text{(コ)} (0.41) \cdot \text{(ケ)} (0.19)}} \left(1460 - 296 \times \frac{\text{(ケ)} (0.19)}{\text{(サ)} (413) - 288} \right) + 1 = \text{(シ)} (5230)$$

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t) = \text{(イ)} (20) + 0.65 (\text{(ス)} (0.015) + \text{(セ)} (0.78)) = \text{(ソ)} (20.5)$$

6. K値 (大津市のK値は8.76以下、但し旧志賀町区域は17.5以下)

$$K = q \times \frac{1000}{(H_e)^2} = \text{(ク)} (0.069) \times \frac{1000}{(20.5)^2} = (0.164) < 8.76 \text{ (大津市のK値)}$$

※重油の比重 灯油 0.80 A重油 0.83 B重油 0.90 C重油 0.93

重油換算量で、重油1Lが液体燃料では1L、ガス燃料では1.6m³、固体燃料では1.6kgに相当します。(但し、31項ガス機関、32項ガソリン機関は除く)

5 ばい煙発生施設一覧表

(大気汚染防止法施行令 別表第1)

項	施設名	規模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。）が1平方メートル以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。）が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200キログラム以上であること。
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6リットル以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上であること。
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2平方メートル以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であること。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.2平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。

項	施設名	規模
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であること。
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が30キロアンペア以上であること。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上であること。
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100キログラム以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20トン以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35リットル以上であること

(滋賀県公害防止条例施行規則 別表第2)

項	施設名	規模
1	(金属の精錬用)溶鋳炉(溶鋳炉用反射炉含む)、転炉および平炉(第7項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。
2	(金属の精錬用)溶鋳炉(溶鋳炉用反射炉含む)、転炉および平炉(第7項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン未満であること。
3	窯業製品の製造用に供する焼成炉および溶解炉	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、または変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
4	電気用陶磁器の製造の用に供する焼成炉	火格子面積が1平方メートル未満であり、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満であるか、または変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア未満であること。
5	乾燥炉(原料としてカドミウム、カドミウム化合物、鉛及び鉛化合物を使用する製品の製造の用に供するものに限り、第7項および第16項に掲げるものを除く。)	火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、または変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
6	乾燥炉(原料としてカドミウム、カドミウム化合物、鉛及び鉛化合物を使用する製品の製造の用に供するものに限り、第5項、第7項および第16項に掲げるものを除く。)	
7	銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉および乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ)が0.2平方メートル以上であるか、またはバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。
8	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であること。
9	塩化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあっては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること
10	塩化第2鉄の製造の用に供する溶解槽	
11	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限り)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。
12	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設および塩化水素吸収施設(塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるものおよび密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素にあっては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。
13	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が30キロアンペア以上であること。

項	施設名	規模
14	燐、燐酸、燐酸質肥料または複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、または変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
15	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設および蒸溜施設(密閉式のものを除く。)	日本産業規格B8201およびB8203の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が10平方メートル以上であるか、ポンプの動力が1キロワット以上であること。
16	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉および焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、またはバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
17	鉛の第2次精錬(鉛合金の製造を含む。)または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上であるか、または変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア以上であること。
18	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、または変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。
19	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、または変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。
20	金属の鑄造の用に供する鑄型造型施設(シエルモールド法によるものに限る。)	
21	フェノール樹脂製品の製造の用に供する反応施設および乾燥施設	
22	塗料、印刷インキまたは合成樹脂製品の製造(原料としてカドミウム、カドミウム化合物、鉛または鉛化合物を使用するものに限る。)の用に供する混合施設	

(大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則 別表第2)

項	施設	施設の種類
1	繊維製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 乾燥・焼付施設
		ロ 漂白施設
		ハ 樹脂加工施設
		ニ 成型加工施設
2	洗濯業に係るドライクリーニング施設であって、次に掲げるもの（当該施設を設置する事業場の一回のドライクリーニングに係る洗濯能力が30キログラム以上の事業場に係るものに限る。）	イ クリーニング施設（洗濯、脱液及び乾燥を同一機械で行うものに限る。）
		ロ 乾燥施設
		ハ 樹脂加工施設
		ニ 成型加工施設
3	木材若しくは木製品の製造（家具に係るものを除く。）又はパルプ、紙、若しくは紙加工品の製造の用に供する施設	イ 乾燥・焼付施設
		ロ 張合せ施設
		ハ 樹脂加工施設
		ニ 成型加工施設
4	出版若しくは印刷又はこれらの関連品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ グラビア印刷施設及び乾燥施設（シリンダー幅が1000ミリメートル以上のものを2台以上有する工場に係るものに限る。）
		ロ 金属板印刷及び乾燥・焼付施設（排風機の能力が1分当たり10立方メートル以上のものに限る。）
		ハ オフセット輪転印刷（ヒートセット型に限る。）に係る乾燥・焼付施設（排風機の能力が1分当たり10立方メートル以上のものに限る。）
		ニ エッチング施設
5	化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽
		ロ 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉
		ハ 鉛系顔料の製造の用に供する反射炉及び反応炉
		ニ 無機化学工業品の製造の用に供する反応炉（イからハまでに掲げる施設を除く。）
		ホ 無機化学工業品の製造の用に供する直火炉（ハに掲げるものを除く。）
		ヘ 直火炉（ホに掲げるものを除く。）
		ト カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設
		チ 乾燥・焼付施設
		リ 無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉
		ヌ カーバイドの製造の用に供する電気炉
		ル 焼成施設
		ロ 反応施設
		ワ 精製施設
		カ 抽出施設
		コ 晶出施設
		タ 蒸留施設
レ 蒸発・濃縮施設		
ソ 電解施設		
ツ 電気メッキ施設		
ネ 混合施設		
ナ 造粒施設		

項	施設	施設の種類		
6	プラスチック製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 乾燥・焼付施設		
		ロ 成型加工施設		
		ハ 電気メッキ施設		
		ニ エッチング施設		
		ホ 混合施設		
		ヘ 成型施設		
7	ゴム製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 加硫施設		
		ロ 混練施設		
8	窯業製品又は土石製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 焼成炉		
		ロ 溶解炉		
		ハ 腐蝕施設		
		ニ 乾燥・焼付施設		
		ホ 樹脂加工施設		
		ヘ 混合施設		
9	鉄鋼若しくは非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）		
		ロ 金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに二からへまでに掲げるものを除く。）		
		ハ 製銑、製鋼又は合金鉄の製造の用に供する電気炉		
		ニ 金属の精製若しくは精錬又は合金の製造の用に供する電気炉		
		ホ 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋇炉（溶鋇用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉		
		ヘ 鉛の第2次精錬（鉛合金を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉		
		ト 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉		
		チ 金属溶解・精錬施設（イからトまでに掲げる施設を除く。）		
		リ 乾燥・焼付施設（ホに掲げるものを除く。）		
		ヌ 焼成施設		
		ル 電気メッキ施設		
		ヲ ソルトバス		
		ワ 樹脂加工施設		
		カ 化成被膜施設		
		コ 酸洗施設		
		タ エッチング施設		
		レ 電解研磨施設		
		ソ 鋳造型施設（シェルモールドマシンに限る。）		
		ツ 混合施設		
		ネ 反応施設		
		ナ 熔融メッキ施設		
		10	前号までに掲げる製品の製造の用に供する施設以外の施設であって、次に掲げるもの	イ 乾燥・焼付施設
				ロ 電気めっき施設
ハ エッチング施設				

項	施設	施設の種類
11	物の製造に係る塗装の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 吹付塗装施設（排風機の能力が1分当り100立方メートル以上のものに限る。） ロ 乾燥・焼付施設（排風機の能力が1分当り10立方メートル以上のものに限る。）
12	物の製造に係る接着の用に供する施設であって、次に掲げるもの	乾燥施設（排風機の能力が1分当り10立方メートル以上のものに限る。）
13	物の製造の用に供する施設（有機化合物を使用し、又は生成するものに限り、前各号に掲げるものを除く。）であって次に掲げるもの	イ 貯蔵施設（貯蔵容量が50キロリットル以上のものに限る。） ロ 溶剤洗浄施設（洗浄槽の液面の面積が0.5平方メートル以上のものに限る。） ハ 反応施設 ニ 精製施設 ホ 晶出施設 ヘ 蒸留施設 ト 蒸発・濃縮施設 チ 乾燥施設 リ 抽出施設 又 混合施設 ル 発泡施設 （ハからルまでに掲げる施設にあっては、施設の容量が200リットル以上のものに限る。）
14	汚染土壌浄化施設(別表第5の2に掲げる汚染土壌に係る基準に適合しない土壌を熱分解方式、加熱・揮発方式又は熔融方式により浄化する施設に限る。)	

備考 次に掲げるものを除く。
1 実験の用に供するもの
2 移動式のもの

6 ばい煙発生施設の排出基準

(大気汚染防止法)

(1) 硫酸化物の排出基準 (法施行規則第3条)
(県条例施行規則 別表第8 (第9条関係))

硫酸化物の排出基準は、次の式により算出した硫酸化物の量とします。

$$q = K \times H_e^2 \times 10^{-3} \quad q : \text{硫酸化物の排出許容量 (Nm}^3/\text{h)}$$

K : K値 旧大津市 8.76 ・ 旧志賀町 17.5
(平成18年3月19日現在における区域)

H_e : 補正された排出口の高さ (m)
(「4. 大気汚染防止法に係る排ガス量等の計算例」を参考にしてください。)

但し、次に掲げる施設については当分の間適用が猶予となります。

- ① 小型ボイラー (昭和60年9月9日までに設置の工事が着手された施設)
※小型ボイラーとは、伝熱面積10㎡未満、燃料使用量が50l/h以上のものをいう。
- ② 非常用のガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関
- ③ 昭和63年1月31日までに設置の工事が着手されたガスタービン又はディーゼル機関であって、排出ガス量が1万㎡/h未満のもの。

備考

硫酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算定される硫酸化物の量として表示されたものとする。

1. 日本産業規格 (以下この表において単に「規格」という。) K0103に定める方法により硫酸化物濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法
2. 規格K2301、規格K2541または規格M8813に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Z8762または規格Z8763に定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法
3. 昭和57年環境庁告示第76号に定める方法

(2) ばいじんの排出基準

(大気汚染防止法施行規則別表第2)

項	施設名	規模 (万m ³ N/h)	排出基準 (g/Nm ³)	O _n (%)	備考
1	ガス専燃ボイラー	4以上 4未満	0.05 0.1	5	
	重油専焼及びガス液体混焼ボイラー	20以上 4以上20未満 1以上4未満 1未満	0.05 0.15 0.25 0.3	4	既設は当分の間0.07 既設は当分の間0.18 O _n は当分の間適用猶予
	黒液燃焼ボイラー（紙パルプ製造）	20以上 4以上20未満 4未満	0.15 0.25 0.3	O _s	既設は当分の間0.20 既設は当分の間0.35 既設は当分の間0.35
	石炭燃焼ボイラー	20以上 4以上20未満 4未満	0.1 0.2 0.3	6	既設は当分の間0.15 既設は当分の間0.25 既設は当分の間0.35
	ボイラーのうち触媒再生塔に附属するもの		0.2	4	既設は当分の間0.30
	その他ボイラー	4以上 4未満	0.3 0.3	6	既設は当分の間0.40 O _n は当分の間適用猶予（全体）
	小型ボイラー ～S60.9.9 ～ H2.9.9 H2.9.10～		猶予 0.5(※備考4) (※備考4) (※備考6)	前各項と同様	※備考4：軽質液体燃料（灯油、軽油又はA重油をいう。）及びガス燃料を使用するものは、当分の間、排出基準は適用しない。 ※備考6：各燃料の最小規模のものに係る値
2	ガス発生炉		0.05	7	
	加熱炉		0.1	7	
3	焙焼炉	4以上 4未満	0.1 0.15	O _s	
	フェロマンガンの製造の用に供する焼結炉		0.2	O _s	
	その他の焼結炉		0.15	O _s	
	煅焼炉	4以上 4未満	0.2 0.25	O _s	既設は当分の間0.25 既設は当分の間0.30
4	溶鋳炉のうち高炉		0.05	O _s	
	その他の溶鋳炉		0.15	O _s	
	転炉		0.1	O _s	燃焼型で既設のものは当分の間0.13とする。
	平炉	4以上 4未満	0.1 0.2	O _s	
5	金属溶解炉	4以上 4未満	0.1 0.2	O _s	アルミニウムの地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する反射炉は当分の間0.30とする。
6	金属加熱炉	4以上 4未満	0.1 0.2	11	既設は当分の間0.15 既設は当分の間0.25 O _n は当分の間適用猶予（全体）

項	施設名	規模 (万m ³ N/h)	排出基準 (g/Nm ³)	O _n (%)	備考
7	石油加熱炉	4以上 4未満	0.1 0.15	6	潤滑油の製造の用に供する1万m ³ N/h未満の既設のものは当分の間0.18とする。
8	触媒再生塔		0.2	6	既設は当分の間0.30
8の2	硫黄回収燃焼炉		0.1	8	
9	焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち土中釜		0.4	15	
	その他の焼成炉（石灰焼成炉に限る。）		0.3	15	
	焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの		0.1	10	
	焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	4以上 4未満	0.1 0.2	18	
	その他の焼成炉	4以上 4未満	0.15 0.25	15	O _n は当分の間適用猶予（全体）
	溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品製造用に供するもの	4以上 4未満	0.1 0.15	15	
	溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの	4以上 4未満	0.1 0.15	16	既設は当分の間0.30
	その他の溶融炉	4以上 4未満	0.1 0.2	15	
10	反応炉及び直火炉	4以上 4未満	0.15 0.2	6	活性炭の製造の用に供する1万Nm ³ /h未満の既設の反応炉は当分の間0.30 O _n は当分の間適用猶（全体）
11	乾燥炉のうち骨材乾燥炉		0.5	16	2万Nm ³ /h未満の既設は当分の間0.60 直接熱風乾燥炉のO _n はO _s
	その他の乾燥炉	4以上 4未満	0.15 0.2	16	1～4万Nm ³ /hの既設は当分の間0.30 1万Nm ³ /h未満の既設は当分の間0.35 直接熱風乾燥炉のO _n はO _s
12	電気炉のうち合金鉄（珪素の含有率が40%以上のものに限る。）の製造の用に供するもの		0.2	O _s	
	電気炉のうち合金鉄（珪素の含有率が40%未満のものに限る。）及びカーバイトの製造の用に供するもの		0.15	O _s	
	その他の電気炉		0.1	O _s	

項	施設名	規模 (万m ³ N/h)	排出基準 (g/Nm ³)	O _n (%)	備考
13	廃棄物焼却炉 平成10年7月1日以降 に設置された施設	焼却能力 4kg/h以上 2kg/h未満 4kg/h未満 2kg/h未満	0.04 0.08 0.15	12	
	廃棄物焼却炉 平成10年6月30日以前 に設置された施設	焼却能力 4kg/h以上 2kg/h以上 4kg/h未満 2kg/h未満	0.08 0.15 0.25	12	
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬用 焙焼炉	4以上 4未満	0.1 0.15	O _s	
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用 焼結炉		0.15	O _s	
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用 溶鉱炉		0.15	O _s	
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用 転炉		0.15	O _s	
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用 溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.20	O _s	1万Nm ³ /h未満の既設のものは当分の間0.30
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用 乾燥炉	4以上 4未満	0.15 0.20	16	気流搬送型の既設は当分の間0.18 既設は当分の間0.30 直接熱風乾燥炉のO _n はO _s
18	活性炭製造用反応炉		0.3	6	
20	アルミニウム精錬用電解		0.05	O _s	
21	燐等製造用焼成炉		0.15	15	
	燐等製造用溶解炉		0.20	O _s	
23	トリポリ燐酸ナトリウム 製造用乾燥炉		0.10	16	直接熱風乾燥炉のO _n はO _s
	トリポリ燐酸ナトリウム 製造用焼成炉		0.15	15	
24	鉛の二次精錬用溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.20	O _s	
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.15	O _s	
26	鉛系顔料製造用溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.15	O _s	
	鉛系顔料製造用反射炉		0.10	O _s	
	鉛系顔料製造用反応炉 (硝酸鉛の製造の用に供 するものを除く。)		0.05	6	鉛酸化物の製造の用のO _n はO _s
28	コークス炉		0.15	7	
29	ガスタービン		0.05	16	昭和63年1月31日までに設置された施設及び専ら非常用の施設は当分の間適用猶予
30	ディーゼル機関		0.10	13	昭和63年1月31日までに設置された施設及び専ら非常用の施設は当分の間適用猶予
31	ガス機関		0.05	0	専ら非常用の施設は当分の間適用猶予
32	ガソリン機関		0.05	0	専ら非常用の施設は当分の間適用猶予

備考

1. 既設とは昭和57年5月31日までに設置された施設をいう。
2. 排出基準に適合しているかは次の式により算出された量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : 酸素補正したばいじんの量 (g/Nm³)
 O_n : 酸素補正值 (上記表中の O_n を記載)
 O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)
 C_s : 測定されたばいじんの量 (g/Nm³)

3. 昭和60年9月9日までに設置の工事が着手された小型ボイラーについては、当分の間、排出基準は適用しない。
4. 昭和60年9月10日以後設置の工事が着手される小型ボイラーのうちガスを専燃させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油又はA重油をいう。）を専燃させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについては当分の間、排出基準は適用しない。
5. 昭和60年9月10日から平成2年9月9日までの間に設置の工事が着手された小型ボイラーに係る排出基準は、当分の間、0.50 g/Nm³とする。
6. 平成2年9月10日以降設置の工事が着手される小型ボイラーに係る排出基準は、各燃料の最小規模のものに係る値が適用される。

（滋賀県公害防止条例施行規則 別表第8 （第9条関係））

項	施設名	規模 (万m ³ N/h)	基準 (単位 g)
1	別表第2の第2項に掲げる溶鉱炉のうち高炉		0.1
2	別表第2の第2項に掲げる溶鉱炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.2
		4未満	0.4
3	別表第2の第2項に掲げる転炉（燃焼型のものに限る。）および平炉	4以上	0.3
		4未満	0.4
4	別表第2の第2項に掲げる転炉（燃焼型のものを除く。）		0.2
5	別表第2の第4項に掲げる焼成炉	4以上	0.2
		4未満	0.4
6	別表第2の第6項に掲げる乾燥炉	4以上	0.2
		4未満	0.4

備考

1. ばいじんの量は、規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理またはすすの掃除を行なう場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間をこえない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
2. ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。
3. ばいじんの量は、温度が摂氏零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1立方メートル中の量とする。

(3) 窒素酸化物の排出基準（大気汚染防止法施行規則別表第3の2）

項	施設名	規模 (m ³ N/h)	排出基準 (ppm)	On (%)	備考
1	ガス専燃ボイラー	50万以上 4万以上50万未満 1万以上 4万未満 1万未満	60 100 130 150	5	※備考3：軽質液体燃料（灯油、軽油又はA重油をいう。）及びガス燃料を使用するものは、当分の間、排出基準は適用しない。
	固体燃料ボイラー（次項に掲げるものを除く。）	70万以上 4万以上70万未満 4万未満	200 250 300	6	
	小型ボイラー （固体燃料） ～S60.9.9 S60.9.10～		— 350	— 6	
	小型ボイラー （液体燃料） ～S60.9.9 ～ H2.9.9 H2.9.10～		— 300 260	— 4 4	
	その他ボイラー	50万以上 1万以上50万未満 1万未満	130 150 180	4	
2	ガス発生炉及び加熱炉		150	7	
3	焙焼炉		220	14	
	焼結炉		220	15	
	煅焼炉		200	10	
4	溶鉱炉		100	15	
5	金属溶解炉（キュボラを除く）		180	12	
6	金属加熱炉のうちラジアントチューブ型加熱炉（排出ガス量が1万m ³ 以上10万m ³ 未満のものに限る。）		150	11	
	金属加熱炉のうち鍛接鋼管用加熱炉（排出ガス量が1万m ³ 以上10万m ³ 未満のものに限る。）		180	11	
	その他の金属加熱炉	10万以上 1万以上10万未満 5千以上1万未満 5千未満	100 130 150 180	11	
7	石油加熱炉	4万以上 1万以上4万未満 5千以上1万未満 5千未満	100 130 150 180	6	
8	触媒再生塔		250	6	
8の2	硫黄回収燃焼炉		250	8	

項	施設名	規模 (m ³ N/h)	排出基準 (ppm)	On (%)	備考
9	焼成炉のうち石灰焼成炉 (ガスを燃焼させるロータリーキルンに限る。)		250	15	
	焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	10万以上 10万未満	250 350	10	
	焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの		400	18	
	溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む。)の製造の用に供するもの		360	15	
	溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの		800	16	
	その他の溶融炉(ガラスの製造の用に供するものに限る。)		450	15	
	その他の焼成炉・溶融炉		180	15	
10	反応炉及び直火炉		180	6	
11	乾燥炉		230	16	
13	廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの(連続炉に限る。)		450	12	
	廃棄物焼却炉のうちニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの(排出ガス量が4万m ³ 未満の連続炉に限る。)		700	12	
	その他の廃棄物焼却炉(連続炉) (連続炉以外のものにあつては、排出ガス量が4万m ³ 以上のものに限る。)		250	12	

項	施設名	規模 (m ³ N/h)	排出基準 (ppm)	On (%)	備考
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬用焙焼炉		220	14	
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用焼結炉		220	15	
	溶鋳炉のうち亜鉛の精錬の用に供する鋳滓処理炉（石炭又はコークスを燃料及び還元剤として使用するものに限る。）		450	15	
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用その他溶鋳炉		100	15	
	溶解炉のうち銅の精錬の用に供する精製炉（アンモニアを還元剤として使用するものに限る。）		330	12	
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用その他溶解炉		180	12	
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用乾燥炉		180	16	
18	活性炭製造用反応炉		180	6	
21	燐等製造用焼成炉		180	15	
	燐等製造用溶解炉		600	15	
23	トリポリ燐酸ナトリウム製造用乾燥炉		180	16	
	トリポリ燐酸ナトリウム製造用焼成炉		180	15	
24	鉛の二次精錬用溶解炉		180	12	
25	鉛蓄電池製造用溶解炉		180	12	
26	鉛系顔料製造用溶解炉		180	12	
	鉛系顔料製造用反射炉		180	15	
	鉛系顔料製造用反応炉		180	6	
27	硝酸製造用吸収・漂白・濃縮施設		200		
28	コークス炉		170	7	
29	ガスタービン		70	16	①昭和63年1月31日までに設置された施設及び専ら非常用の施設は当分の間適用猶予 ②平成3年1月31日までに設置された施設は別に規制基準あり

項	施設名	規模 (m ³ N/h)	排出基準 (ppm)	O _n (%)	備考
30	ディーゼル機関	シリンダー径400m m以上	1200	13	①昭和63年1月31日までに設置された施設及び専ら非常用の施設は当分の間適用猶予 ②平成3年1月31日までに設置された施設は別に規制基準あり
		シリンダー径400m m未満	950		
31	ガス機関		600	0	①専ら非常用の施設は当分の間適用猶予 ②平成6年1月31日までに設置された施設は別に規制基準あり
32	ガソリン機関		600	0	①専ら非常用の施設は当分の間適用猶予 ②平成6年1月31日までに設置された施設は別に規制基準あり

備考

1. 排出基準に適合しているかは次の式により算出された量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : 酸素補正した窒素酸化物の量 (㎍)
 O_n : 酸素補正值 (上記表中のO_nを記載)
 O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)
 C_s : 測定された窒素酸化物の量 (㎍)

※ 専ら酸素を用いて燃焼を行う板ガラス又はガラス繊維製造用溶融炉、光学ガラス、電気ガラス又はフリット製造用溶融炉、その他ガラス溶融炉にあっては上記の式の値の1/4とする。

※ 26項の溶解炉のうち鉛酸化物の製造の用に供するもの、26項の反応炉のうち鉛酸化物又は硝酸鉛の製造の用に供するもの及び27項に掲げる施設にあっては、C=C_sとする。

- 昭和60年9月9日までに設置の工事が着手された小型ボイラーについては、当分の間、排出基準は適用されない。
- 昭和60年9月10日以後設置の工事が着手される小型ボイラーのうちガスを専燃させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油又はA重油をいう。）を専燃させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについて当分の間、排出基準は適用されない。
- 昭和60年9月10日から平成2年9月9日までの間に設置の工事が着手された小型ボイラーのうち軽質液体燃料以外の液体燃料を燃焼させるもの（固体燃料を燃焼させるものを除く。）に係る排出基準は、300ppmとする。
- 昭和62年3月31日までに設置の工事が着手された施設については、別に規制基準がある。

(4) 有害物質の排出基準
(大気汚染防止法施行規則別表第3)

※ 上乗せ条例含む (大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づく排出基準を定める条例 滋賀県条例第59号)

有害物質の種類	令別表第1の項	施設の種類の種類	排出基準 (mg/Nm ³)
カドミウム及びその化合物	9	ガラス又ガラス製品の製造 (原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。) の用に供する焼成炉及び溶融炉	0.5
	14	大気汚染防止法施行令 別表第1参照	
	15	大気汚染防止法施行令 別表第1参照	
塩素	16	大気汚染防止法施行令 別表第1参照	15
	17	大気汚染防止法施行令 別表第1参照	
	18	大気汚染防止法施行令 別表第1参照	
	19	大気汚染防止法施行令 別表第1参照	
塩化水素	13	大気汚染防止法施行令 別表第1参照	700
	16	大気汚染防止法施行令 別表第1参照	40
	17	大気汚染防止法施行令 別表第1参照	
	18	大気汚染防止法施行令 別表第1参照	
	19	大気汚染防止法施行令 別表第1参照	
弗素、弗化水素及び弗化珪素	9	ガラス又はガラス製品の製造 (原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。) の用に供する焼成炉及び溶融炉	3
	20	大気汚染防止法施行令 別表第1参照	1 (3)
	21	反応施設 (過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものを除く。)、濃縮施設及び溶解炉 (燐酸質肥料の製造の用に供するものを除く)	3
	21	反応施設 (過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものに限る。) 及び溶解炉のうち電気炉 (燐酸質肥料の製造の用に供するものに限る。)	
	21	焼成炉及び溶解炉のうち平炉 (燐酸質肥料の製造の用に供するものに限る。)	
	22	大気汚染防止法施行令 別表第1参照	
	23	大気汚染防止法施行令 別表第1参照	
鉛及びその化合物	9	ガラス又ガラス製品の製造 (原料として酸化鉛を使用するものに限る。) の用に供する焼成炉及び溶融炉	7
	14	焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	3
	14	焼結炉及び溶鋇炉	10
	24	大気汚染防止法施行令 別表第1参照	3
	25	大気汚染防止法施行令 別表第1参照	
	26	大気汚染防止法施行令 別表第1参照	

備考

1. 塩化水素が排出基準に適合しているかは次の式により算出された量とする。
(廃棄物焼却炉に係るものに限る)

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \times C_s$$

C : 酸素補正した塩化水素の量 (mg/Nm³)
 O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)
 C_s : 測定された塩化水素の量 (mg/Nm³)

2. 排出基準 () の数値は、電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の量とする。

(滋賀県公害防止条例施行規則 別表第8 (第9条関係))

【排出口の排出基準】

項	有害物質等の種類	施設	基準 (単位 mg)
1	カドミウムおよびその化合物	別表第2の第5項に掲げる施設(原料としてカドミウムまたはカドミウム化合物を使用する製品の製造の用に供するものに限る。)ならびに第6項および第22項に掲げる施設	0.5
2	弗素、弗化水素および弗化珪素	別表第2の第3項に掲げる施設(ガラスまたはガラス製品の製造(原料としてほたる石または珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。)の用に供するものを除く。)および第4項に掲げる施設	3.0
		別表第2の第13項に掲げる電解炉	1.0 (3.0)
3	鉛およびその化合物	別表第2の第3項に掲げる施設のうち電気用陶磁器の製造の用に供する焼成炉および第4項に掲げる施設	7.0
		別表第2の第1項および第2項に掲げる施設、第5項に掲げる施設(原料として鉛または鉛化合物を使用する製品の製造の用に供するものに限る。)ならびに第6項および第22項に掲げる施設	3.0
4	アンチモンおよびその化合物	別表第2の第1項から第4項までに掲げる施設	3.0
5	フェノール	別表第2の第20項および第21項に掲げる施設	120

備考

1. 排出基準は、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりの有害物質等の量とする。
2. 基準欄に掲げる有害物質等の量は、第1項および第3項に掲げるものにあつては原子吸光法、吸光光度法またはポーラログラフ法によりカドミウムまたは鉛として測定される量として、第2項に掲げるものにあつては規格K0105に定める方法のうち吸光光度法により弗素として測定される量として、第4項に掲げるものにあつては吸光光度法によりアンチモンとして測定される量として、第5項に掲げるものにあつてはガスクロマトグラフ法または吸光光度法により測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質等の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質等(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
3. 基準欄の()内の数値は、有害物質が電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の量である。
4. 有害物質等の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

【敷地境界線上の基準】

項	有害物質等の種類	施設	基準 (単位 mg)
1	カドミウムおよびその化合物	別表第2の第3項に掲げる施設のうちガラスまたはガラス製品の製造（原料として硫化カドミウムまたは炭酸カドミウムを使用するものに限る。）の用に供するもの、第5項に掲げる施設（原料としてカドミウムまたはカドミウム化合物を使用する製品の製造の用に供するものに限る。）ならびに第6項、第7項、第8項および第22項に掲げる施設	0.001
2	塩素	別表第2の第9項から第12項までに掲げる施設	0.03
3	塩化水素	別表第2の第9項から第12項までに掲げる施設	0.07
4	弗素、弗化水素および弗化珪素	別表第2の第3項および第4項に掲げる施設、第13項に掲げる電解炉ならびに第14項から第16項までに掲げる施設	0.02
5	鉛およびその化合物	別表第2の第1項および第2項に掲げる施設、第3項に掲げる施設のうちガラスまたはガラス製品の製造（原料として酸化鉛を使用するものに限る。）の用に供するものおよび電気用陶磁器の製造の用に供する焼成炉、第4項に掲げる施設、第5項に掲げる施設（原料として鉛または酸化合物を使用する製品の製造の用に供するものに限る。）ならびに第6項、第7項、第17項から第19項までおよび第22項に掲げる施設	0.0015
6	アンチモンおよびその化合物	別表第2の第1項から第4項までに掲げる施設	0.005
7	フェノール	別表第2の第20項および第21項に掲げる施設	0.2

備考

1. 排出基準は、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりの有害物質等の量とする。
2. 基準欄に掲げる有害物質等の量は、第1項および第5項に掲げるものにあつては原子吸光法、吸光光度法またはポーラログラフ法によりカドミウムまたは鉛として測定される量として、第2項に掲げるものにあつては規格K0106に定める方法のうちオルトトリジン法または連続分析法により測定される量として、第3項に掲げるものにあつては規格K0107に定める方法のうちチオシアン酸第2水銀法により測定される量として、第4項に掲げるものにあつては規格K0105に定める方法のうち吸光光度法により弗素として測定される量として、第6項に掲げるものにあつては吸光光度法によりアンチモンとして測定される量として、第7項に掲げるものにあつてはガスクロマトグラフ法または吸光光度法により測定される量としてそれぞれ表示されたものとする。
3. 基準の測定点は、工場または事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でない認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができる。

(5) 市条例の排出基準

(大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則 別表第7 (第34条関係))

(1) 次の各項ごとに定める基準

項	ばい煙の種類	施設の種類の	規制基準	
			排出口	敷地境界線上
1	アクロレイン	アクロレインを発生する施設	5cm ³	0.01cm ³
2	アンチモン及びその化合物	アンチモン及びその化合物を発生する施設	3.0mg	0.005mg
3	塩化水素	塩化水素を発生する施設	40mg	0.07mg
4	塩素	塩素を発生する施設	15mg	0.03mg
5	カドミウム及びその化合物	カドミウム及びその化合物を発生する施設	0.5mg	0.001mg
6	水銀及びその化合物	水銀及びその化合物を発生する施設	0.6mg	0.001mg
7	臭素	臭素を発生する施設	2cm ³	0.003cm ³
8	窒素酸化物	窒素酸化物を発生する施設のうちの燃焼に伴い発生する施設以外の施設(大気汚染防止法施行規則別表第3の2・20の項に掲げる施設を除く)	120cm ³	0.2cm ³
9	鉛及びその化合物	鉛及びその化合物を発生する施設	3.0mg	0.0015mg
10	フェノール	フェノールを発生する施設	120mg	0.2mg
11	弗素、弗化水素及び弗化珪素	弗素、弗化水素及び弗化珪素を発生する施設	3.0mg	0.02mg
12	マンガン及びその化合物	マンガン及びその化合物を発生する施設	2.0mg	0.004mg

備考

- この表に掲げる規制基準は、別表第2第1項に掲げる施設のうち大気汚染防止法施行規則別表第3の第3欄に掲げるものにおいて発生し、大気中に排出される同表の第2欄に掲げる有害物質について、及び滋賀県公害防止条例施行規則別表第8第3号の第3欄に掲げるものにおいて発生し、大気中に排出される同表第2欄に掲げる有害物質等については適用しない。
- この表に掲げる規制基準は、敷地境界線上基準にあっては標準状態に換算した大気1立方メートル中のばい煙の量、排出口基準にあっては標準状態に換算した排出ガス1立方メートル中のばい煙量とし、原則として30分間値とする。ただし、当該ばい煙の量にはすすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出されるばい煙(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まないものとする。
- この表において、アンチモン及びその化合物にあってはアンチモンとして、カドミウム及びその化合物にあってはカドミウムとして、水銀及びその化合物にあっては水銀として、鉛及びその化合物にあっては鉛として、弗素、弗化水素及び弗化珪素にあっては弗素として、マンガン及びその化合物にあってはマンガンとして、それぞれ測定される量とする。
- 有害物質の濃度が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の濃度とする。
- 敷地境界線上基準は、工場等の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でない認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。

(2) 大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置

項	ばい煙の種類	規制基準
1	アクリロニトリル 塩化ビニルモノマー テトラクロロエチレン トリクロロエチレン ベンゼン ホルムアルデヒド	1 燃焼式処理装置、吸着式処理装置若しくは薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。 2 前号に掲げる処理装置と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 3 第1号に掲げる処理装置と同等以上の排出抑制の出来る構造とし、適正に管理すること。
2	ニッケル化合物 砒素及びその化合物 ベリリウム及びその化合物 六価クロム化合物	1 ろ過集じん装置、洗浄集じん装置若しくは電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。 2 前号に掲げる処理装置と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 3 第1号に掲げる処理装置と同等以上の排出抑制の出来る構造とし、適正に管理すること。

(6) ばい煙発生施設とばい煙規制との関係

【大気汚染防止法】

物質 施設種類	ばいじん	カドミウム 及びその化 合物	塩 素	塩化水素	弗素、弗化 水素及び弗 化珪素	鉛及びその 化合物	窒素酸化物
1	○						○
2	○						○
3	○						○
4	○						○
5	○						○
6	○						○
7	○						○
8	○						○
9	○	○※			○※	○※	○
10	○						○
11	○						○
12	○						
13	○			○			○
14	○	○				○	○
15		○					
16			○	○			
17			○	○			
18	○		○	○			○
19			○	○			
20	○				○		
21	○				○		○
22					○		
23	○				○		○
24	○					○	○
25	○					○	○
26	○					○	○
27							○
28	○						○
29	○						○
30	○						○
31	○						○
32	○						○

※ガラス又はガラス製造に原料として硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム、酸化鉛を使用するもの。

【滋賀県公害防止条例】

条例施行規則別表第2の項		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
ばいじん			○		○		○																
排 出 口	カドミウム及びその化合物					○	○																○
	弗素、弗化水素及び弗化珪素			○	○									○									
	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○																○
	アンチモン及びその化合物	○	○	○	○																		
	フェノール																					○	○
敷 地 境 界 上	カドミウム及びその化合物			○		○	○	○	○														○
	塩素									○	○	○	○										
	塩化水素									○	○	○	○										
	弗素、弗化水素及び弗化珪素			○	○										○	○	○	○					
	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○											○	○	○		○
	アンチモン及びその化合物	○	○	○	○																		
フェノール																					○	○	

※ 原材料等により該当しない場合もあります。

7 ばい煙の測定義務

法第16条、県条例第53条及び市条例第113条により、ばい煙排出者はばい煙量及びばい煙濃度を測定し、その結果を記録及び保存（3年間）しておくことが義務づけられています。

【大気汚染防止法及び滋賀県公害防止条例】

物質	規模	測定頻度	備考
硫黄酸化物の排出量	硫黄酸化物の排出量が10m ³ N/h以上の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上	10m ³ N/h未満は規定なし
燃料の硫黄含有率	硫黄酸化物に係る全施設	随時	燃料成分表等で代替可能
ばいじん	ガス専燃ボイラー、ガスタービン、ガス機関、燃料電池用改質器（ガス発生炉）	5年に1回以上	
	廃棄物焼却炉（焼却能力が4t/h未満）	年2回以上	
	廃棄物焼却炉（焼却能力が4t/h以上）	2月を超えない作業期間ごとに1回以上	
	その他排出ガス量が4万m ³ /h未満	年2回以上	
	その他排出ガス量が4万m ³ /h以上	2月を超えない作業期間ごとに1回以上	
有害物質（窒素酸化物含む）	燃料電池用改質器（ガス発生炉）	5年に1回以上	窒素酸化物に限る
	排出ガス量が4万m ³ /h未満	年2回以上	
	排出ガス量が4万m ³ /h以上	2月を超えない作業期間ごとに1回以上	

備考

1. 測定の結果は、ばい煙量等測定記録表に記録し3年間保存する。
2. 排出ガス量が4万m³/h未満のばい煙発生施設で、1年間に6月以上継続して休止する施設に係るばいじん及び有害物質の測定回数は年1回以上とする。
3. 焼却能力が4t/h未満の廃棄物焼却炉で、1年間に6月以上継続して休止する施設に係るばいじんの測定回数は年1回以上とする。

【大津市生活環境の保全と増進に関する条例】

- ばい煙濃度の測定は、6月を超えない作業期間ごとに1回以上行う。
- 測定の結果は、ばい煙量等測定記録表に記録し3年間保存する。

8 事故時の措置について

ばい煙発生施設等を設置する工場又は事業場の設置者は、当該施設において、故障、破損、その他の事故が発生し、ばい煙が当該事業場から大気中に多量に排出されたときは、直ちにその事故において、応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を届出なければなりません。

又、事故発生後30日以内に、事故の拡大又は再発防止のために必要な措置に関する計画を作成し、届出なければなりません。

万が一有害物質等の危険な物質などが大気中に排出された場合には、速やかに被害が広がらないよう対策を行うとともに、市役所環境政策課まで連絡をお願いします。

大津市環境政策課 TEL 077-528-2735
(休日は大津市当直 TEL 077-523-1234)



また、日頃から事故や非常時を想定し、資材の準備や従業員の教育を行うよう心がけてください。

9 大気汚染防止法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

- 一 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
- 二 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- 三 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗ふつ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第一号に掲げるものを除く。）で政令で定めるもの

2 この法律において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

3 この法律において「ばい煙処理施設」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設をいう。

7 この法律において「排出口」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙又は揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。

（排出基準）

第三条 ばい煙に係る排出基準は、ばい煙発生施設において発生するばい煙について、環境省令で定める。

2 前項の排出基準は、前条第一項第一号のいおう酸化物（以下単に「いおう酸化物」という。）にあつては第一号、同項第二号のばいじん（以下単に「ばいじん」という。）にあつては第二号、同項第三号に規定する物質（以下「有害物質」という。）にあつては第三号又は第四号に掲げる許容限度とする。

一 いおう酸化物に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、政令で定める地域の区分ごとに排出口の高さ（環境省令で定める方法により補正を加えたものをいう。以下同じ。）に応じて定める許容限度

二 ばいじんに係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量について、施設の種類及び規模ごとに定める許容限度

三 有害物質（次号の特定有害物質を除く。）に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類及び施設の種類の種類ごとに定める許容限度

四 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で環境大臣が定めるもの（以下「特定有害物質」という。）に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される特定有害物質の量について、特定有害物質の種類ごとに排出口の高さに応じて定める許容限度

3 環境大臣は、施設集合地域（いおう酸化物、ばいじん又は特定有害物質に係るばい煙発生施設が集合して設置されている地域をいう。）の全部又は一部の区域における当該ばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるこれらの物質により政令で定める限度をこえる大気汚染が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、環境省令で、当該全部又は一部の区域を限り、その区域に新たに設置される当該ばい煙発生施設について、第一項の排出基準（次条第一項の規定により排出基準が定められた場合にあっては、その排出基準）にかえて適用すべき特別の排出基準を定めることができる。

4 第二項（同項第三号を除く。）の規定は、前項の排出基準について準用する。

5 環境大臣は、第一項の規定によりいおう酸化物に係る排出基準を定め、又は第三項の規定により排出基準を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(ばい煙発生施設の設置の届出)

第六条 ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 ばい煙発生施設の種類
- 四 ばい煙発生施設の構造
- 五 ばい煙発生施設の使用の方法
- 六 ばい煙の処理の方法

2 前項の規定による届出には、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物若しくは特定有害物質の量(以下「ばい煙量」という。)又はばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくは有害物質(特定有害物質を除く。)の量(以下「ばい煙濃度」という。)及びばい煙の排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第七条 一の施設がばい煙発生施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であつてばい煙を大気中に排出するものは、当該施設がばい煙発生施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(ばい煙発生施設の構造等の変更の届出)

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(氏名の変更等の届出)

第十一条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十二条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係るばい煙発生施設を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙発生施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 工場又は事業場に設置されるすべてのばい煙発生施設について、第一項又は第二項の規定により届出をした者の地位を承継した者は、第九条の二、第十四条第三項又は第十五条の二第一項若しくは第二項の規定の適用については、工場又は事業場の設置者の地位を承継するものとする。

(ばい煙量等の測定)

第十六条 ばい煙排出者は、環境省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(事故時の措置)

第十七条 ばい煙発生施設を設置している者又は物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの(以下「特定物質」という。)を発生する施設(ばい煙発生施設を除く。以下「特定施設」という。)を工場若しくは事業場に設置している者は、ばい煙発生施設又は特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

10 滋賀県公害防止条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、住民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、事業者および県の公害の防止に関する責務を明らかにし、ならびに水質の汚濁および大気の汚染に関する公害の発生源となる施設に関する規制その他公害防止のための措置を講じ、もって住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる水質の汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、大気の汚染、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。）および悪臭によつて、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

5 この条例において「ばい煙発生施設」とは、工場等に設置される施設でばい煙を発生し、および排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

9 この条例において「ばい煙」とは、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項に規定するものおよび規則で定めるものをいう。

（規制の基準）

第9条 次の各号に掲げる規制の基準は、規則で定める。

（2）ばい煙発生施設において発生するばい煙の排出基準

（氏名の変更等の届出）

第26条 第21条または第22条の規定による届出をした者は、その届出に係る第21条第1項第1号もしくは第2号もしくは第2項第1号もしくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、またはその届出に係る特定施設もしくは有害物質保管移送施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（承継）

第27条 第21条または第22条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、または借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第21条または第22条の規定による届出をした者について相続、合併または分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人または分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第21条または第22条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

第30条 ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- （1）氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
- （2）工場等の名称および所在地
- （3）ばい煙発生施設の種類
- （4）ばい煙発生施設の構造
- （5）ばい煙発生施設の使用の方法
- （6）ばい煙の処理の方法
- （7）その他規則で定める事項

（経過措置）

第31条 一の施設がばい煙発生施設となつた際にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）であつてばい煙を大気中に排出するものは、当該施設がばい煙発生施設となつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(ばい煙発生施設の構造等の変更の届出)

第32条 第30条または前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第30条第4号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第33条 知事は、第30条または前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙が第9条第1項第2号に規定するばい煙発生施設に係る排出基準（以下単に「排出基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）または第30条の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第34条 第30条の規定による届出をした者または第32条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、またはその届出に係るばい煙発生施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第30条または第32条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(ばい煙の排出の制限)

第35条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）は、排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設がばい煙発生施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）の当該施設において発生し、大気中に排出されるばい煙については、当該施設がばい煙発生施設となつた日から6月間（当該施設が規則で定める施設にあつては、1年間）は、適用しない。

(改善命令等)

第36条 知事は、ばい煙排出者が、排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康または生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造もしくは使用の方法もしくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、または当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(準用)

第37条 第26条および第27条の規定は、第30条または第31条の規定による届出をした者について準用する。

(事故時の措置)

第37条の2 ばい煙発生施設を設置している者は、ばい煙発生施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を知事に通報しなければならない。

3 知事は、第1項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場等の周辺の区域における人の健康が損なわれ、または損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大または再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 前3項の規定は、第1項に規定する者が大気汚染防止法第17条第1項の規定による応急の措置を講じなければならない場合については、適用しない。

1 1 大津市生活環境の保全と増進に関する条例（抜粋）

(目的) 第1条

この条例は、大津市環境基本条例(平成7年条例第39号)の理念にのっとり、市長、事業者及び市民の公害の防止並びに生活環境に対する配慮に関する責務を明らかにし、公害の発生源となる施設に関する規制並びに快適な生活環境の保全及び増進を図るため、必要な事項を定めることにより、市民の健康を確保し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2節 定義

(定義)

第2条

この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、大気の汚染、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭、電波障害及び日照障害等によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生じることという。
- (8) ばい煙 次に掲げる物質をいう。
 - ア 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じさせるおそれがある物質であって規則で定めるもの
 - イ 継続的に摂取される場合には、人の健康に係る被害を生じさせるおそれがある物質であって、規則で定める大気汚染の原因となるもの(以下「指定化学物質」という。)
- (9) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質を言う。
- (10) ばい煙等 ばい煙又は粉じんをいう。
- (11) ばい煙発生施設 工場等に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。
- (12) 粉じん発生施設 工場等に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気の汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。
- (13) ばい煙等発生施設 ばい煙発生施設又は粉じん発生施設をいう。

第5節 ばい煙等の排出の規制等

(ばい煙等発生施設の設置の届出)

第52条

ばい煙等発生施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) ばい煙等発生施設の種類
- (4) ばい煙等発生施設の構造
- (5) ばい煙等発生施設の使用又は管理の方法
- (6) ばい煙等の処理等(処理又は飛散の防止をいう。以下同じ。)の方法
- (7) その他規則で定める事項

(経過措置)

第53条

一の施設がばい煙等発生施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であって、ばい煙等を大気中に排出し、又は飛散させるものは、当該施設がばい煙等発生施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(ばい煙等発生施設の構造等の変更の届出)

第54条

第52条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第52条第4号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第55条

市長は、第52条又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙等発生施設に係るばい煙等が第29条第2号に規定する規制基準(以下「ばい煙等の規制基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙等発生施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法若しくはばい煙等の処理等の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第52条の規定による届出に係るばい煙等発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第56条 第52条又は第54条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙等発生施設を設置し、又はその届出に係るばい煙等発生施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法若しくはばい煙等の処理等の方法の変更をしてはならない。

- 2 市長は、第52条又は第54条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(準用)

第57条 第45条及び第46条の規定は、第52条又は第53条の規定による届出をした者について準用する。

(氏名の変更等の届出)

第45条 第40条又は第41条の規定による届出をした者は、その届出に係る第40条第1項第1号若しくは第2号、第2項第1号若しくは第2号若しくは第3項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る汚水発生施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第46条 第40条又は第41条の規定による届出をした者からその届出に係る汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設を譲り受け、又は借り受けた物は、当該汚水発生施設又は有害物質貯蔵施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第40条又は第41条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該汚水発生施設若しくは有害物質貯蔵施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 3 前2項の規定により第40条又は第41条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(ばい煙等の排出の制限)

第58条 ばい煙等発生施設において発生するばい煙等を大気中に排出し、又は飛散させる者（以下「ばい煙等排出者」という。）は、ばい煙等の規制基準に適合しないばい煙等を排出し、又は飛散させてはならない。

- 2 前項の規定は、一の施設がばい煙等発生施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設において発生し、大気中に排出され、又は飛散されるばい煙等については、当該施設がばい煙等発生施設となった日から3年間は、適用しない。

(改善命令等)

第59条 市長は、ばい煙等の規制基準に適合しないばい煙等を継続して排出し、又は飛散させるおそれがあると認めるばい煙等排出者（ばい煙等発生施設において粉じんを大気中に排出し、又は飛散させる者にあつてはその継続的な排出又は飛散により人の健康又は生活環境に係る被害を生じさせると認める場合に限る。）に対し、期限を定めて当該ばい煙等発生施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法若しくは当該ばい煙等発生施設に係るばい煙等の処理等の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙等発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第10章 雑則

(測定及び記録)

第113条 汚水発生施設、ばい煙等発生施設、騒音発生施設又は振動発生施設を設置している工場等の設置者は、規則で定めるところにより、当該工場等の排出に係る公害の原因となる物質等の量等を測定し、かつ、その結果を記録し、これを保存しておかなければならない。

(事故の場合の措置)

第114条

- 3 ばい煙等発生施設を設置している者は、当該ばい煙等発生施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに、速やかに、規則で定めるところにより、その事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。
- 4 前3項及び水質汚濁防止法第14条の2第3項の規定による届出をした者は、当該事故の発生の日から30日以内に、事故の拡大又は再発防止のために必要な措置に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、特定事業場の設置者、指定施設を設置する工場等の設置者又はばい煙等発生施設を設置している者が第1項から第3項までに規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、必要な応急措置を講ずべきことを命ずることができる。

大気に関する届出や規制等についての問い合わせ

大津市環境部環境政策課

〒520-8575 大津市御陵町3-1

TEL 077-528-2735

FAX 077-522-1097

E-MAIL otsu1121@city.otsu.lg.jp